

平成26年12月中川村議会定例会議事日程（第3号）

平成26年12月12日（金） 午前9時30分 開議

- 日程第1 陳情第26号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
 日程第2 陳情第27号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書
 日程第3 陳情第28号 稲作農家の経営安定に関する陳情書
 日程第4 陳情第29号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る要請
 日程第5 陳情第30号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する陳情
 日程第6 発議第1号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書
 日程第7 発議第2号 介護従事者の処遇改善を求める意見書
 日程第8 発議第3号 稲作農家の経営の安定を求める意見書
 日程第9 発議第4号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書
 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 高橋昭夫
 2番 湯澤賢一
 3番 松澤文昭
 4番 鈴木絹子
 5番 中塚礼次郎
 6番 柳生仁
 7番 小池厚
 8番 大原孝芳
 9番 山崎啓造
 10番 村田豊

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 村長 | 曾我逸郎 | 副村長 | 河崎誠 |
| 教育長 | 下平達朗 | 総務課長 | 福島喜弘 |
| 会計管理者 | 中平千賀夫 | 住民税務課長 | 菅沼元臣 |
| 保健福祉課長 | 中平仁司 | 振興課長 | 富永和夫 |
| 建設水道課長 | 米山正克 | 教育次長 | 座光寺悟司 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 米山恒由
 書記 松村順子

平成26年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成26年12月12日 午前9時30分 開議

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 　ご参集ご苦労さまでございます。

　　ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

　　本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりであります。

　　日程第1　陳情第26号　安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題といたします。

　　本件は厚生文教委員会に付託してあります。

　　厚生文教委員長より審査の結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 　それでは報告いたします。

　　12月8日の本会議におきまして厚生文教委員会付託されました陳情、受理番号26号、安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について、12月10日、役場第2委員会室におきまして委員全員出席のもと、願意は妥当であるか、実現の可能性はあるか、議会の権限事項に属する事項か等に照らし合わせ慎重に審査を行いました。

　　審査の結果は採択すべきものと決しました。

　　審査の過程で出されました意見について申し上げます。

　　「現場の状況がすべてわかっているわけではないが、実態はかなり厳しいと思われる。」「入院の経験もあるが、看護師さんたちの労働条件は決してよいとは感じられなかった。」「ますます介護現場に携わる人員不足が心配される。人員確保のためには陳情内容のとおりと思う。」「村内での実態を把握することも大切ではないだろうか。」「病床削減、退院日数短縮などは安心・安全とはほど遠い。厚労省、政府も改善の取り組みを行ってはいるが、現場の状況を考えると早急に実効性が上がるよう推し進める必要がある。」「改善すべき意見書は上げるべきである。」このような意見が出されております。

　　審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長 　報告を終わりました。

　　これより委員長報告に対する質疑を行います。

　　質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 　質疑なしと認めます。

　　次に討論を行います。

○8番 　(大原 孝芳)　私は、委員長報告に対して賛成の立場で討論いたします。

　　今、厚生文教委員会の中でも幾つかの問題提起がございました。言われるように、私たちは、安心な医療、また、これから、高齢化社会を迎えている中で、いろんな、そういった医療現場に私たち住民がお世話になることがございます。そうしたときに、きちんと医療の関係者がよりよい環境の中で働いていただいてこそ、私たちもよりよい医療を受けられるものと感じます。したがって、国においては、しっかり、また、各病院の努力では到底できない、努力ではできないことも多いわけでございます。したがって、こういった連合会からの陳情に対して、きちんと当議会も応えるべきだと思っ、賛成の立場で討論いたします。

　　以上です。

○議長 　ほかに討論はありませんか。

○6番 　(柳生 仁)　陳情26号につきまして、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情に賛成の立場からの討論をいたします。

　　現在の病院、医療現場における看護師の置かれている現状は、看護師さんからも聞き取り情報のもと、大変過酷なものだということがわかりました。日々、時間外勤務の連続であり、それに対して時間外報酬は適正に支払われていないのではないかと、病院からの毎週ある勉強会についても時間外がほとんどであり、休みの看護師も参加をしている、家庭サービスもうまくできない状況があると聞いております。夜勤などは、3人体制で、仮眠の時間も少なく、大変過酷であると聞いており、交代時間で適正に交代できず、結果的に勤務時間が延長してしまう、昼間はパートさんのおかげでうまく機能しているが、夜勤は正規が勤務することにより、1ヶ月で日勤が3日というときもあったというようなことであります。また、こういったことから有給休暇が適正にとれない状況とも聞いております。外来看護師などにおきましては、夜の救急など、対応を続けて連続30時間の勤務もあるとも聞いており、休息がうまくとれているかどうか疑問など聞いてまいりました。こういったことから、改善できないかと思うという話であります。

　　私も、ある病院に入院したときに身近になりましたが、夜は3人体制で、本当に休む時間もなく働いているのを見てきました。

　　結果、陳情26号を採択し、関係機関に意見書を提出し、安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員などができるよう強く求めることに賛成討論といたします。

○議長 　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 　これで討論を終わります。

　　これより採決を行います。

　　この陳情に対する委員長報告は採択であります。

　　この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 　全員賛成です。よって、陳情第26号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

日程第2 陳情第27号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書を議題といたします。

○厚生文教委員長 本件は厚生文教委員会に付託してあります。厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。それでは報告いたします。

12月8日の本会議におきまして厚生文教委員会に付託されました陳情、受理番号27号、介護従事者の処遇改善を求める陳情書について、12月10日、役場第2委員会室におきまして委員全員出席のもと、願意は妥当であるか、実現の可能性はあるか、議会の権限事項に属する事項か等に照らし合わせ慎重に審査をいたしました。

○議長 審査の結果は、採択すべきものと決しました。審査の過程で出されました意見について申し上げます。

「介護現場の現状は厳しくなっていることは間違いない。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてはいるが、抜本的な改善に結びついていないのではないか。」「介護職以外の職員にも拡大することは当然であろう。」「財源はどうするのかという議論は論外であり、国が考えるのは当然である。」「現場が厳しくてはニアミスなども心配され、安心して介護が受けられないようでは大変心配だ。」というような意見が出されております。

○議長 以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。報告を終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり。質疑なしと認めます。次に討論を行います。討論ありませんか。

○4番 (鈴木 絹子) 介護従事者の処遇改善を求める陳情書の委員長報告に賛成の立場で意見を述べます。

低賃金、重労働の介護現場では、専門学校などを卒業して希望と意欲を持って就職した若い人が長く働き続けることなく辞めていき、職員が次々に変わっている実情があります。

頑張って仕事をして腰を痛めてしまい、車椅子の生活になったという例を聞いたことがあります。

人員が少ないので休めない、休めなくて、ますます仕事は厳しくなる、厳しくなるのに賃金は安いという悪循環が続くわけです。高齢化社会を支える介護の現場の労働者が希望と意欲を持ち、安定して働けるように抜本的な処遇改善がなされることを強く要望し、賛成討論とします。

○議長 以上です。ほかに討論はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり。討論なしと認めます。これより採決を行います。この陳情に対する委員長報告は採択であります。この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

○議長 「賛成者挙手」全員賛成です。よって、陳情第27号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

日程第3 陳情第28号 稲作農家の経営安定に関する陳情書を議題といたします。

○総務経済委員長 本件は総務経済委員会に付託してあります。総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。では、陳情28号、稲作農家の経営安定に関する陳情の審査結果を報告いたします。去る12月8日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第28号稲作農家の経営安定に関する陳情について、10日、役場第1委員会室において委員全員の出席のもと慎重に審査をいたしました。

○議長 審査の結果は、全員賛成で採決すべきものと決定いたしました。陳情の趣旨は、農水省の発表した全国の米の作況指数は101の平年並みとなり、収穫量予測は788万5,000t、民間在庫は222万tに上り、供給過剰が見込まれています。膨れ上がった米の在庫は安値競争につながり、米相場は生産現場の対応が追いつかない速さで急落、再生産が厳しい米価水準となっています。

南信の米作況指数は95と、大きな収入減もあり、上伊那全体の米生産者の収入減少は10億円余と地域経済に与える大きな影響も懸念されています。

こうした状況にもかかわらず、国は過剰米対策を講じない方針であり、米価はさらに下落する可能性もあり、コスト削減に努力しても稲作経営が立ち行かなくなるおそれが出てきております。

また、米の直接支払交付金の半減、平成30年産からの廃止により、稲作経営は一層厳しくなるとも予測されています。

米価下落対策として収入減少影響緩和対策移行円滑化対策の特例措置が講じられていますが、経営安定の確実な実施が望まれます。

○議長 審査の過程で出された意見は次のとおりです。多くの生産者は、米価は自分で決められることができません。決めることができない状況にあります。政府予測は間違っている。早急に米対策が必要。」「食の自給率が低い日本、主婦の立場から国としても責任を持った対応が必要。」「仮渡価格が下がっており、農家収入が減っている。稲作農家の生産意欲が低減しないよう政府に要望が必要。」など、以上、報告といたします。

○議長 よろしくご審議お願いします。報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 ○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 ○5番 (中塚礼次郎) 私は、稲作農家の経営安定を求める意見書の提出について賛成の立場で討論を行います。
 安倍自公政権は、今、戦われております選挙の公約の中でふるさと創生、経済の再生を言っておりますが、輸入米を増やす環太平洋経済連携協定、TPPを前提に国による需給調整責任を放棄し、生産農家に自己責任を負っております。
 大幅な米価下落と作況から、ただいま総務経済委員長が申しましたように、上伊那だけでも10億円余の減収と言われて、地域経済の大きな影響を与えることは免れません。
 ことしの日米首脳会談では、牛肉や豚肉の大幅な関税引き下げ、それに加え米の輸入拡大などの譲歩が報道されております。聖域だと公約、国会決議で5項目はTPP交渉の対象外だとしておりますが、交渉を進めれば譲歩を免れることはできないというふうに考えられます。取り戻すことのできない地域破壊につながりかねません。
 政府に価格安定策による再生価格の確保と需給の調整を強く求めまして、賛成討論といたします。
 ○議長 ほかにも討論はありませんか。
 ○3番 (松澤 文昭) 私も、この意見書に賛成の立場で討論をしたいと思っております。
 米の経営といいますのは、やはり農業の基幹作物ということで、非常に重要なものであるわけでありまして、米は瑞穂の国日本の特に重要な作物であるというふうに思っているわけでありまして、この稲作経営が成り立たないということになれば、特に地方の経済、地方が崩壊をするということになろうかというふうに思うわけでありまして、したがって、国が、この稲作経営の安定に向けて責任を持つということは非常に重要だというふうに思うわけでありまして、そういう意味で賛成という立場で意見とさせていただきます。
 ○議長 ほかにも討論はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 ○議長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 この陳情に対する委員長報告は採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。
 〔賛成者挙手〕
 ○議長 全員賛成です。よって、陳情第28号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。
 お諮りいたします。

日程第4 陳情第29号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡大に係る要請から日程第5 陳情第30号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する陳情、この議案2案については、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
 ○議長 異議なしと認めます。よって、
 日程第4 陳情第29号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る要請
 日程第5 陳情第30号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係わる意見書の提出に関する陳情
 を議題といたします。
 本件は総務経済委員会に付託してあります。
 総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。
 ○総務経済委員長 陳情30号、このものは、ただいま報告のありましたように陳情29号と同じ内容でありますので、まとめて審査をいたしました。
 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書の提出に関する陳情についての審査結果を報告いたします。
 去る12月8日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情29号、30号の地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書の提出に関する陳情についての審査を、10日、役場第1委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。
 審査の結果は、全員の賛成で採択すべきものと決定いたしました。
 陳情趣旨は、山村を取り巻く環境は、主要な産業である農林業の低迷や就業機会の減少、過疎化、高齢化に伴う集落機能低下等の問題を抱え、依然として厳しい状況にあります。その支援策の一つである「山村振興法」が平成27年3月31日をもって期限を迎えることから、山村地域の現状の果たす役割を踏まえ、「山村振興法」の延長及び地域林業の確立など内容の拡充を図ることが重要となっております。
 初めに「山村振興法」について説明いたします。
 これは時限立法であり、昭和40年5月から平成27年3月31日までの法律であります。
 目的を報告いたします。
 第1条、この法律は、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について、他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的となっております。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「日本の国土を守るためにも林業は大切に思う。」「集落機能、林業関係者の確保のために施策も必要。」「水源涵養、森林保全の観点からも必要。」などとなっております。

以上、報告いたします。

慎重なご審議をお願いします。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず陳情第 29 号に対する採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第 29 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

次に陳情第 30 号の採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、陳情第 30 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

日程第 6 発議第 1 号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

を議題といたします。

朗読願います。

朗読

○事務局長 趣旨説明を求めます。

○議 長 (松澤 文昭) それでは、私のほうから安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の案文を朗読をしまして提案とさせていただきます。

厚生労働省は、看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについて(5局長通知)、この局長通知といたしますのは、厚生省にあります医政局、労働基準局、職業安定局、

雇用均等児童家庭局、保健局の 5 局長連名による通知のことを言います。(5 局長通知) や医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため医療分野の雇用の質の向上のための取り組みについて(6 局長通知)、この 6 局長通知は、先ほどの局に医薬食品局を加えた通知であります。その中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。

また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制、医療勤務環境改善支援センターを構築し、各医療機関が具体的な勤務環境を改善するために支援するように求め、予算化しています。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療、介護を実現するためにも、医師、看護師、介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

医療機能の再編を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保した上で、労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。

2015 年度には第 8 次看護職員受給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保を講じていく必要があります。

安心・安全の医療・介護を実現するためにも、医師、看護師、介護職員の大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じられるよう要望します。

記

- 1 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を 1 日 8 時間、週 32 時間以内、勤務間隔 12 時間以上とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師、看護師、介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 国民(患者・利用者)の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 4 病床削減、平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に合った医療、介護を充実させるために必要な病床機能を確保すること。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおりに可決されました。
日程第7 発議第2号 介護従事者の処遇改善を求める意見書を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○1番 (高橋 昭夫) それでは、案文を朗読をいたしまして提案といたします。
介護従事者の処遇改善を求める意見書
超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まる中で介護労働者の数も年々増加しています。
しかし、低賃金、重労働という介護現場の実態は、介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移を見ても明らかです。
厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要となると推計し、そのためには、1年当たり6.8～7.7万人の増員を必要としています。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。
介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっています。（全労連「介護労働者実態調査」）国は介護・障害福祉従事者処遇改善法を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には、介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。
以上のことから、下記事項について地方自治法99条に基づく規定により意見書を提出いたします。

記

1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で賄うよう最善の措置を行うこと。
2 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。
以上であります。
よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおりに可決されました。
日程第8 発議第3号 稲作農家の経営の安定を求める意見書を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○8番 (大原 孝芳) では、案文を朗読して説明とさせていただきます。
稲作農家の経営の安定を求める意見書
高い在庫水準や解消されない過剰作付、作柄などを背景とし、米の需給は緩和基調で推移しており、26年産米は出まわりかつてない水準にまで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっている。
平成26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積を進めてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、所得倍増を目指す新たな農業・農村政策がスタートからつまずきかねない憂慮すべき事態となっている。
こうした状況の中でも、政府は需給調整のための市場からの米の買い入れは行わず、ならし対策のみで対応する方針を示しているが、ならし対策には課題があり、担い手が来年以降も意欲を持って営農を継続していくためには、26年産米の価格下落等に対する緊急的な対策を実施するとともに万全なセーフティーネット対策を構築していく必要がある。
生産者が夢と希望を持って米づくりに取り組み、我が国が誇る水田農業を将来に継承していくため、下記の事項を措置するよう強く要請する。

記

1 米価下落傾向に加え、平成27年産についても生産調整強化が想定される中、生産者が意欲を持って営農が継続できるよう、再生産価格の確保に向け政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた対応（出口対策）を行うこと。
2 収入減少影響緩和対策（ならし）については、地域実態に応じ、意欲ある多様な担い手が収入できるよう弾力的な対応を行うこと。

3 平成 30 年産をめどに米の生産調整を見直すとされているが、将来にわたって我が国の主食である米の安定受給のために引き続き国として責任を持った対応をしていくこと。

4 米の需要拡大に向け、国を挙げてさらなる主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。

以上、よろしく審議をお願いします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第 3 号は原案のとおりに可決されました。
日程第 9 発議第 4 号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書
を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○4 番 (鈴木 絹子) 案文の朗読をもって提案とします。
地域振興・林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書
山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に昭和 40 年に山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振興法」が制定され、国の政策支援が行われてきた。
山村地域は、国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的、公益的な役割を果たしている。
しかし、山村を取り巻く環境は主要産業である農林業の低迷や就機会の減少、生活環境整備のおくれと過疎化、高齢化に伴う集落機能の低下など問題を抱え、依然として厳しい状況にある。
そのような中で、「山村振興法」の期限が平成 27 年 3 月末に到来することから、山村地域の現状と果たす役割を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、下記事項の実現が図られるよう強く要請し、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

1 「山村振興法」の延長及びその内容の充実を図ること。

2 「山村振興法」の延長に当たっては、森林・林業基本法による施策の展開を踏まえつつ、都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。
また、山林振興の目標に林業、木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の拡大等と定住の促進を盛り込むこと。

3 上記の目標達成に向けて以下の施策を講じること。
(1) 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出を図ること。また、原木買取価格の山元への還元を初め、地域林業の確立を図ること。
(2) 地域としての林業を指導するフォレストラー、森林施業プランナーの育成、確保及び森林経営計画策定等については、国の職員による技術的支援を行うこと。
(3) 林業事業者の定住対策として所得保障の支援と雇用改善を行った企業に対する税制措置等、国としての具体的な施策を講じること。
(4) 山村地域の振興と林業事業者等による林業労働力を安定的に確保するため、国の事業の発注方式を改善すること。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、発議第 4 号は原案のとおりに可決されました。
日程第 10 委員会の閉会中の継続調査について
を議題といたします。
総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付をしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。

本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま採択をいただきました意見書について、字句の訂正、あるいは記入する部分等々がありますので、こちらで修正をして提出するようにいたします。

これで本定例会の会議に付された事件の審議はすべて終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 平成26年中川村議会12月定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。今定例会では、提案申し上げましたすべての議案を原案どおりお認めいただき、まことにありがとうございました。

特に補正予算におきましては、リニア中央新幹線対策協議会に関する費用もお認めいただきました。この協議会には、議会からも委員をお出しいただくこととなりますが、リニア新幹線の建設工事は長きにわたって住民生活に影響のあることでありますので、ご多忙の中、恐縮ではありますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

明後日には衆議院選挙の投開票が行われます。できるだけ多くの有権者が尊い一票でみずからの意思を示し、日本がよい方向に進んでいくことを期待いたします。

年の瀬が迫り、寒さも厳しくなりますが、新年には成人式や消防団出初め式など多くの行事も予定されております。議員各位におかれましては、ご自愛の上、ご健勝にてよい年を迎えていただきますよう祈念申し上げ、議会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長 これにて本日の会議を閉じます。

以上をもって平成26年12月中川村定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前10時23分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____